

建築基準法の規定による命令の公告

建築物（工作物）の所在地

命令を受けた者  
の氏名

この建築物（工作物）は、建築基準法の規定に違反している  
ので、同法第九条第一項（第十項、第十条第三項、第八十八条  
第一項において準用する同法第九条第一項（第十項））の規定  
に基づき、

じたものです。

を命

年 月 日

大仙市長

（注意）

- 一 この標識は、建築基準法第九条第十三項（第十条第四項に  
おいて準用する同法第九条第十三項、第八十八条第一項にお  
いて準用する同法第九条第十三項）の規定に基づき設置した  
ものです。
- 二 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪<sup>※</sup>で罰せられること  
があります。
- 三 電気、水道及びガスの供給を保留するよう電気事業者等に  
通知してあります。

60センチメートル以上

45センチメートル以上